令和７年度

いじめ防止基本方針

焼津高等学校

目　　次

第１章　いじめ防止に関する本校の考え方……………………………… 1

　１　基本理念

　２　いじめの定義及び認知・認定

　３　いじめ防止のための組織

　４　年間計画 ………………………………………………… 2

第２章　いじめの未然防止及び早期発見……………………………… 3

　１　基本的な考え方

　２　いじめの未然防止のための対策

　３　いじめの早期発見のための対策………………………………… 4

第３章　いじめに対する措置 ………………………………………… 5

　１　基本的な考え方

　２　いじめの発見・通報を受けたときの対応

　３　関係生徒及びその保護者への対応……………………………… 6

　４　関係する集団への対応

　５　いじめ解消にむけて ……………………………………………… 7

　６　ネット上のいじめへの対応

第４章　重大事態への対処 …………………………………………… 8

　１　重大事態のケース

　２　重大事態の調査・検討・報告

いじめ防止基本方針に基づく対応の流れ……………………………… 9

第１章　いじめ防止に関する本校の考え方

１　基本理念

いじめは、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという指導観に立って指導を徹底することが重要となる。

また、学校だけでなく、家庭や地域住民、その他の関係者と連携し、総がかりでいじめの問題を克服することが必要である。

本校では、「心は寛く　気は高く」を校訓に、親身な指導を基点として、一人ひとりの持つ個性を伸長させることを教育方針としている。いじめは、本校の教育理念からも逸脱するものであるという認識のもとに、ここに「いじめ防止基本方針」を定める。

２　いじめの定義及び認知・認定

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
ただし、当該生徒がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえ、本人の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認するよう努める。

なお、いじめの認知・認定は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ対策・人兼教育委員会」で行うものとする。具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる
- 意図的に仲間はずれ、集団から無視をされる
- わざとぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる　等

３　いじめ防止のための組織

(1) 名称　　「いじめ対策・人権教育委員会」（以下「いじめ委員会」という）

(2) 構成員　　委員長　　校長
主管　　生徒部長
委員　　教頭、事務長、各年次主任、生徒課長、保健課長、養護教論、
（当該生徒担任ほか）

(3) 役割

ア　いじめ防止基本方針の策定及び見直し

イ　いじめの未然防止、起きにくい・許さない環境づくり

ウ　いじめの疑いに関する情報収集と記録、共有

エ　いじめに係る情報があった場合の事実関係の把握と判断

オ　いじめ発生時の組織的な対応及びその指示

カ　教職員の資質向上のための校内研修等の企画、実施、検証

キ　年間計画の企画と実施、検証、修正

ク　いじめ防止等に係る達成目標を設定し、学校評価において評価する

4　年間計画

基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

<table>
<tr><th></th><th>１年次</th><th>２年次</th><th>３年次</th><th>いじめ委員会</th></tr>
<tr><td>４月</td><td>入学式</td><td></td><td></td><td>「いじめ防止基本方針」のHP 更新</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">相談窓口の周知(生徒・保護者)</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">自己紹介及び資料によって把握された生徒状況の集約</td><td></td></tr>
<tr><td>５月</td><td colspan="3">いじめアンケート①　実施</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">個人面接週間①
（いじめ・クラス友人関係・学習のつまずき把握）</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">保護者学級会(家庭での様子の把握)</td><td>PTA 総会等で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨を保護者に説明する
第１回委員会（５/21）
（生徒の状況確認と諸課題の把握）</td></tr>
<tr><td>６月</td><td colspan="3">薬物乱用防止教室(自分を大切にする)</td><td></td></tr>
<tr><td>７月</td><td colspan="3">ボランティアデー(地域奉仕活動を通して自己有用感を育む)</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">三者面談(家庭での様子の把握)</td><td></td></tr>
<tr><td>９月</td><td colspan="3">いじめアンケート②　実施</td><td></td></tr>
<tr><td>10 月</td><td colspan="3">個人面接週間②
（いじめ・クラス友人関係・学習のつまずき把握）</td><td>第２回委員会（10/22）
（生徒の状況確認と諸課題の把握）</td></tr>
</table>

11 月				
12 月				
１月	いじめアンケート③ 実施			
２月	個人面接週間③ （いじめ・クラス友人関係・学習のつまずき把握）			第２回委員会（２/25） （生徒の状況確認と諸課題の把握）
３月			卒業式	＊委員会は状況に応じて随時実施する。

第２章　いじめの未然防止及び早期発見

１　基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育･学習の場である学校･学級自体が、人権尊重の意識が徹し、その精神に溢れている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係作りや人権感覚を養うために、学習活動を各教科、特別活動、総合的な探究の時間のそれぞれの特質に応じ、道徳教育等を総合的に推進する必要がある。

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考え、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は隠匿性が高くなり、いじめが長期化・深刻化することが多い。それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

２　いじめの未然防止のための対策

(1) いじめについての共通認識

平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員及び生徒がいじめ問題について次のような基本的な認識をもつようにする。

ア　いじめは、どの学校にも、どの生徒にも起こり得るものである。

イ　いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。

ウ　いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触・違反する。
エ　いじめは、学校、家庭、地域社会等が一体となって取り組むべき問題である。

(2) 道徳教育等の推進

生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、実際に起こった事例をホームルーム活動等で紹介し、被害者側・加害者側両方の立場になって自分がどのような感情を抱くか、どのように対処すべきかを考えさせる。

(3) 生徒の主体的な活動の場の設定

ア　いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養い、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る場を設ける。
イ　授業や行事等、学校生活のあらゆる場面で他者とのコミュニケーションの機会や、話し合いの場面をできるだけ設定し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりをするとともに、教職員は生徒を認める声掛けをするなど、生徒が自己有用感や自己肯定感をもつ効果的な機会とする。

(4) 配慮を要する生徒への支援

特に配慮が必要な生徒（発達障害等の発達に特性のある生徒、外国籍の生徒、性同一性障害等）については、日常的にその特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行う。

(5) 教職員の資質向上

いじめが生まれる背景を踏まえ、次のことに留意する。

ア　生徒一人ひとりが個性をもつ、かけがえのない存在であるという視点から指導にあたる。
イ　いじめは絶対に許さないという毅然とした態度を示す。
ウ　互いに学び合い、すべての生徒が参加できる、わかりやすい授業を展開する。
エ　集団の中で、すべての生徒が主体的に参加できるように配慮し、自らの居場所や集団への帰属意識を感じることができるようにする。
オ　自尊感情を高め、互いに認め合うことができる人間関係を築き、ストレスに適切に対処できる力を育む。
カ　いじめを助長させるような不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うとともに、教職員がチームワークをもって互いに助言する。
キ　いじめ委員会は、いじめの未然防止、早期発見及び事案対処に関する資質向上を図るため、研修会等を企画し実施する。

３　いじめの早期発見のための対策

(1) 生徒の実態把握

教職員の観察と気づきにより子どものストレスの状況を把握したり、定期的にアンケートを実施したりするなど、日ごろから生徒の心の状態の把握に努める。また、年３回の個人面接週間では生徒一人ひとりについて人間関係の悩みや学習のつまずき等、ストレッサーを早期に発見するための有効な機会とする。

様々な情報、とりわけいじめが予期される行為、交友関係に関する情報はこまめに交換・共有す

るとともに、個人情報保護の観点からその管理に細心の注意を払う。

(2) いじめの情報共有の体制整備

いじめ委員会による情報提供だけに頼らず、保護者との連携も重視し日頃から生徒の様子について気になることがあれば互いに連絡するような関係を構築する。また、保護者学級会等を保護者と直接話ができる貴重な場とする。

(3) 相談体制の整備

ア　生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、日頃から良好な人間関係を築いておくことが必要であり、教育相談をはじめ、誰であっても生徒が安心して相談できる教職員がいる環境の構築に努める。

イ　保護者会等を通して、学校に相談体制があることを繰り返し周知していくとともに、年間計画によりいじめ委員会を開いて適切に機能しているかなどを点検する。

ウ　教育相談で得た生徒の個人情報については、生徒及び保護者のプライバシーを守りつつ、有効に活用するとともに、個人情報保護法に沿って適切に管理する。

第３章　いじめに対する措置

１　基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが再発防止に大切なことである。事象によっては、いじめた生徒自身が深刻な課題を有しており、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

２　いじめの発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめと疑われる行為を発見、又はアンケート調査や面談等により認知した場合、直ちにその行為を止めさせるとともに、その事実を、年次主任を通じて「いじめ委員会」に報告する。決して一人で抱え込まない。

生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合、真摯に傾聴し、同様に報告をする。

(2) いじめ委員会は情報を収集し、共有された情報を基に事実関係を把握する。

その後は、当該組織が中心となって速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を組織的に行う。また、各教職員は、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

(3) いじめ委員会は事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒を徹底して守り通す。加害生徒に対して

は、人格の成長を旨として教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するが、加害・被害が頻繁に入れ替わったり、時には逆転したりすることや「いざこざ」も人間的成長に資することなども念頭に置き、「いじめ」と「冷やかし・いじり」の区別に努めて対応する。

(4) 事実確認の結果、いじめ委員会でいじめが認定された場合、管理職が理事長に報告し、状況に応じて、関係機関及び私学振興課に報告・相談する。

(5) 被害・加害に関わらず関係生徒の保護者への連絡は、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合、被害生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署に報告・相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3　関係生徒及びその保護者への対応

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、加害とされる生徒からも事実確認の聴取を行う。
いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取し確認できた後は、迅速に関係生徒の保護者に連絡し、協力を求めるとともに、継続的に対応する。

(3) 関係(加害)生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、関係(加害)生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめがもたらす不利益について説諭し、その再発を防止する措置をとる。

(4) 状況に応じて一部の関係生徒を定められた期間、別室指導や家庭謹慎とすることにより、他方の生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保するとともに、関係生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、関係生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、スクールカウンセラー、家族、地域の人等)と連携し、いじめ委員会が中心となって対応する。

4　関係する集団への対応

(1) いじめを見て見ぬふりをしたり（傍観者)、同調してはやし立てたり（観衆）した生徒に対しては、自分の問題として捉えさせる。

ア　正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

イ　「傍観者」や「観衆」のような行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。

なお、「観衆」や「傍観者」の生徒には、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安をもっていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」、「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

(2) 関係する生徒たちだけの問題とせず、学校の問題として解決を図る。

ア　全ての生徒が互いを尊重し、認め合う集団作りを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、全ての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らの良さを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるように努める。

イ　地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通してその背景や課題を分析し、生徒への対応を見直す。

ウ　人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動、学校行事（体育祭や文化祭など）、生徒会活動などを活用して、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

5　いじめ解消にむけて

➢　いじめに係る行為が少なくとも３か月を目安に止んでいる。 ➢　いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていない。

上の２点が満たされて初めていじめが解消されたと判断される。
また、再発の可能性も十分にあり得ることを踏まえ、普段から注意深く観察することが大切である。

6　ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合

ア　問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存する。

イ　いじめ委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査を行う。

ウ　生徒が被害にあった場合のケア等、必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みの削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。

(3) 書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、校長は法務局人権擁護部や所轄警察署、私学協会、私学振興課に報告し、対処する。

(4) 情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

第４章　重大事態への対処

１　重大事態のケース

(1) いじめにより学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

ア　生徒が自殺を企図した場合

イ　身体に重大な傷害を負った場合

ウ　金品等に重大な被害を被った場合

エ　精神性の疾患を発症した場合　等

(2) 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間（年間 30 日を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間、連続して欠席しているとき。

なお、保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、学校の判断とは別に重大事態が発生したものとして報告調査にあたる。

２　重大事態の調査・検討・報告

(1) いじめ委員会の構成員に加え、状況に応じて弁護士、医師、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織（第三者性が確保された組織）を設置する。

調査組織は、事実関係を明確にするための調査（アンケートや聞き取り）を実施する。

(2) 調査結果をもとにいじめ委員会で検討し、重大事態に該当する事案であるかを判断する。
重大事態には該当しないとの結論が出た場合は、通常のいじめ事案として適切に対応する。

(3) 重大事態に該当するとの結論が出た場合は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供するとともに、校長はその内容及び調査結果を理事長に報告し、理事長又は校長は県知事に報告する。
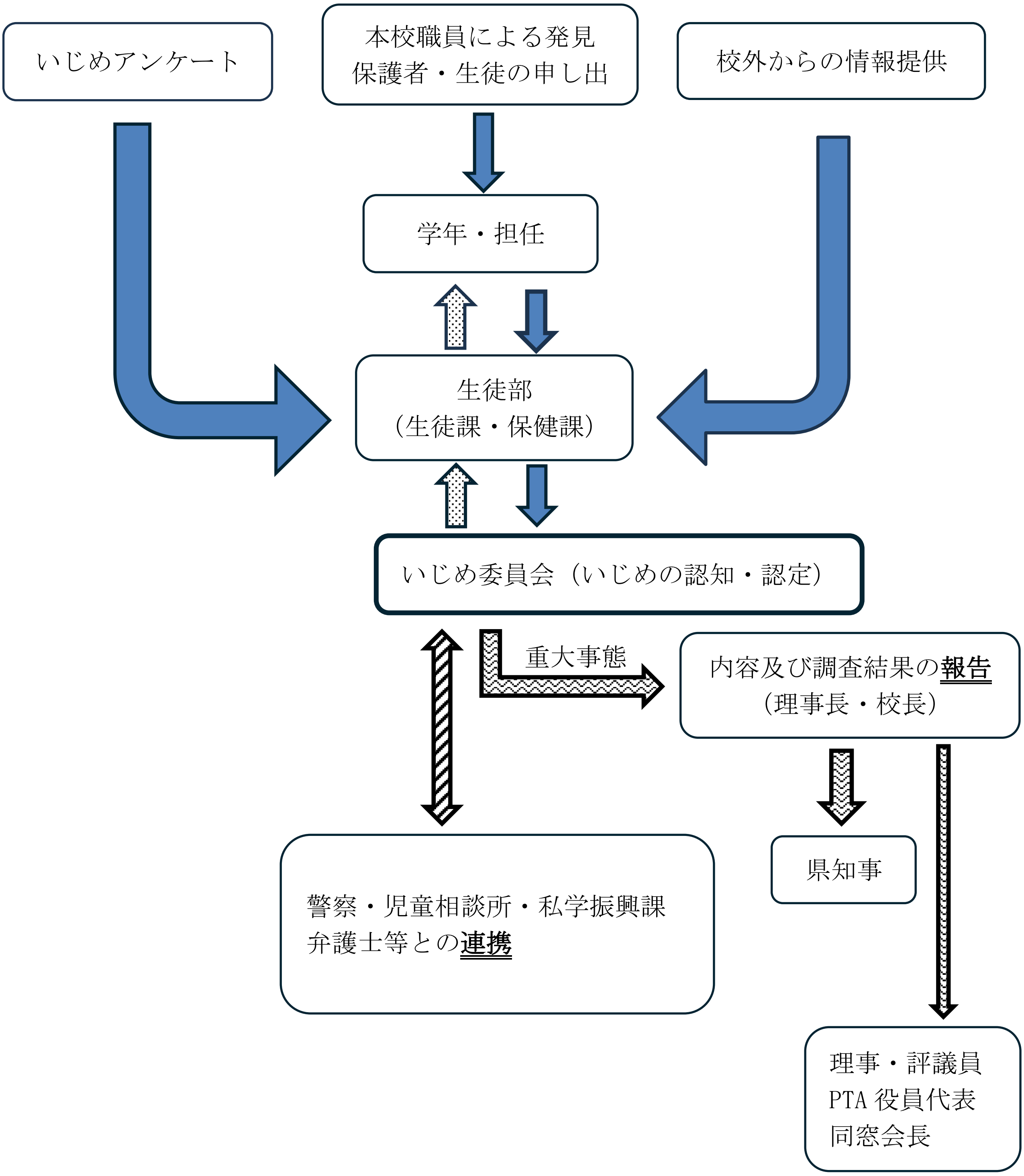
いじめ防止基本方針に基づく対応の流れ